

## 「飯豊町物価高騰対策生活支援商品券」取扱事業者募集要項

### 1 趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援をするため、飯豊町物価高騰対策生活支援商品券（以下「商品券」という。）を発行し、町民生活の経済的な負担軽減を図るとともに、商品券による町内消費の促進により町内事業者の経営支援を図る。このたび、生活者支援と地域における消費喚起、地域経済の好循環を創出することを目的とする本事業において、商品券の取扱事業者（以下「取扱事業者」という。）を募集するものである。

### 2 取扱事業者となる要件

飯豊町内に事業所（工場等を含む）または店舗を有する法人または個人であって、下記の誓約事項に同意する事業者であること。

#### 〈誓約事項〉

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する店舗等の営業を行っていないこと。
- ・特定の宗教・政治団体と関係しないこと及び業務の内容が公序良俗に反しないこと。
- ・飯豊町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団に所属し、又は暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められること。
- ・その他法令または公序良俗に反していないこと。
- ・商品仕入れ等の事業上の取引および事業者間の取引に商品券を利用しないこと。
- ・町が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。
- ・町のホームページ、その他広報媒体への掲載に同意すること。

### 3 登録申請方法

令和 8 年 1 月発行（予定）の飯豊町物価高騰対策生活支援商品券の取扱事業者となることを希望する事業者は、次の区分に応じて郵便、FAX、メール等の方法により登録申請してください。

#### （1）令和 7 年度に実施した「飯豊町プレミアム付き商品券」の取扱事業者

飯豊町プレミアム付き商品券の取扱事業者であって、本事業の取扱事業者としての登録を希望しない事業者は、令和 8 年 1 月 16 日（金）までに登録辞退届を提出してください。登録辞退届の提出がない場合は、取扱事業者として登録申請があつたものとみなし、1 月 30 日（金）までに取扱事業者登録証明書および登録取扱店ポスターを送付します。初回換金請求日までに登録申請書に必要事項を記入し、飯豊町企画課に提出ください。

#### （2）（1）以外の事業者であって、町内に店舗や事業所等がある、建設業、小売業、飲食業、サービス業、その他の事業者

登録申請書に必要事項を記入し、令和 8 年 1 月 16 日（金）までに飯豊町企画課に提出してください。登録手続完了後、取扱事業者登録証明書及び登録取扱店ポスターを送付します。

※令和8年1月17日（土）以降も登録申請を随時受け付けますが、商品券発送の際に同封する取扱事業所一覧に掲載できない場合があります。（町のホームページでは随時情報を更新して取扱事業者の周知に努めます）

#### 4 商品券の概要（予定）

- ・発行総額 調整中（町民ひとりあたり13,000円分）
- ・商品券の額面 商品券1枚あたり1,000円
- ・利用期間 令和8年2月1日（日）～令和8年7月31日（金）

#### 5 取扱事業者の業務

- ・商品券利用期間内に商品券を持参した者に対し、記載金額に相当する商品やサービスの提供を行う。額面に満たない利用の場合、釣銭は出さない。
- ・受け取った商品券は、再流通を防ぐため厳重に管理すること。**再流通を防ぐため、使用済みの商品券には、その裏面に取扱事業者名を記入すること。（ストアスタンプ可）**
- ・商品券の利用期間中は必ず登録取扱事業者であることを証する登録取扱店ポスターを店頭の目立つ場所に掲示すること。
- ・取扱事業者が独自に商品券利用除外商品を指定する場合は、その商品を明示し、店頭の目立つ場所に掲示すること。

#### 6 換金請求手続

任意の換金請求書に必要事項を記入・押印し、換金する商品券を添えて、飯豊町企画課に請求してください。（飯豊町役場庁舎2階 飯豊町企画課総合政策室）

**※請求書は、会計室窓口（飯豊町役場1階）でも受付対応します。**

#### 7 換金請求期間

令和8年2月2日（月）～令和8年8月21日（金）午後5時00分（土日祝日を除く）

#### 8 換金手数料

事業者負担なし

#### 9 換金振込み

町は、取扱事業者からの換金請求書受領後、町の支払日に取扱事業者の指定口座に請求金額を振込みます。**町からの最終振込日は令和8年8月28日（金）となります。**

※町の支払日は、毎月8日、18日、28日です。支払日の6日前までに請求を受けたものを次の8のつく支払日に振込みます。

（支払日および支出票送付の日の制定について（飯豊町訓令昭和55年第4号）に基づく。）

#### 10 商品券の利用対象外となる物品・サービス商品等

- ・不動産又は金融商品

- ・たばこ
- ・商品券、図書券、切手、印紙、はがき、プリペイドカードなど換金性の高い商品
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国や地方公共団体への支払い（税金、施設使用料、水道料金、指定ごみ袋など）
- ・公共サービス（電気料、ガス料、NHK 受信料など）
- ・取扱事業者が指定する商品券利用除外商品

## 11 その他

- ・商行為以外での商品券等の換金や商品券の利用範囲に逸脱する行為または不正による商品券の利用が発覚した場合は、換金金額の全額を返還いただくほか、取扱事業者としての登録を取り消します。
- ・登録申請により取扱事業者となったのち、取扱事業者を辞退する場合にあっては、それまでに取り扱った商品券の換金をすべて終えてから辞退届を提出し、町の承認を得てください。
- ・本要項は今後変更となる可能性がありますのであらかじめご了承ください。

## 【飯豊町物価高騰対策生活支援商品券取扱事業者募集に関する問合せ】

### 飯豊町企画課総合政策室

〒999-0696

山形県西置賜郡飯豊町大字椿2888番地

電話:0238-87-0521

FAX:0238-72-3827

E-mail: [i-seisaku@town.iide.yamagata.jp](mailto:i-seisaku@town.iide.yamagata.jp)